

天理市上下水道局建設工事の入札及び契約情報等の公表に関する
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市上下水道局（以下「局」という。）が行う建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報等の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の内容)

第2条 上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格

(2) 天理市上下水道局入札参加資格業者名簿（競争入札に参加する資格を有する者を記載した名簿）

(3) 天理市上下水道局建設工事等請負業者選定要綱

(4) 天理市上下水道局建設工事等入札参加停止措置要領

2 管理者は、建設工事（予定価格が250万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事であって局の行為を秘密にする必要があるものを除く。）の契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格

(2) 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

(3) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(4) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(5) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）

(6) 最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由（随意契約を行った場合を除く。）

(7) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称（随意契約を行った場合を除く。）

(8) 総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由

イ 総合評価一般競争入札及び総合評価指名競争入札により落札者を決定する場合の落札者決定基準

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2第1項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

エ 自治令第167条の10の2第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由

(9) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所

イ 建設工事の名称、場所、種別及び概要

ウ 工事着手の時期及び工事完成の時期

エ 契約金額

(10) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 管理者は、前項の建設工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項9号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表するものとする。

(公表の期間)

第3条 公表の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号については、当該資格及び名簿等の有効である期間とする。
- (2) 前条第1項第3号及び第4号については、常時とする。
- (3) 前条第2項及び第3項については、公表した日の属する年度の翌年度末までの期間とする。

(公表の方法)

第4条 公表の方法は、公表の内容を記した次の書面を、閲覧に供することにより行うものとする。

- (1) 入札結果及び契約内容(様式第1号)
- (2) 随意契約結果書(様式第2号)
- (3) 業者選定理由書(様式第3号)

(閲覧の日時及び場所)

第5条 閲覧の日時は、天理市上下水道局職員就業規則(平成13年3月水道ガス局管理規程第7号)第25条第1項に規定する週休日及び同規則第26条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

2 閲覧は、管理者が指定した場所で行うものとする。

(照会)

第6条 閲覧に供した公表の内容に関する照会については、原則としてこれに応じないものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

入札結果及び契約内容

契約内容	工事名又は委託名	
	場所	
	種別	
	概要	
	工期又は委託期間	
	契約金額（税込み）	
	契約者の商号又は名称	
	契約者の住所	
契約変更	工期又は委託期間	
	契約金額（税込み）	
	変更の理由	
入札及び落札内容	入札の種類	
	予定価格（税込み）	
	入札書比較価格（税抜き）	
	落札者の商号又は名称	
	落札金額（税抜き）	
	指名した理由	

入札結果

（税抜き）

入札者の商号又は名称	入札金額(第1回)	入札金額(第2回)	入札金額(第3回)

その他公表事項

随意契約結果書

項 目		変 更 前	変 更 後
契約の相手方	商号又は名称		
	住 所		
工事の名称等	名 称		
	場 所		
	種 別		
	概 要		
工事の時期	着手の時期		
	完成の時期		
契 約 金 額			
契約の変更をした理由			

様式第3号（第4条関係）

業 者 選 定 理 由 書

随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

工事（業務）の名称

工事（業務）の場所

選 定 理 由